

機械設備工事特記仕様書

I 工事概要
1 工事名称 21大宮公園体育館解体工事(第2期)
2 工事場所 埼玉県さいたま市大宮区高島町4丁目
3 工期 建築工事に準じる
現場施工期間 建築工事に準じる
4 建物概要
建物名称 構造 階数 延面積(㎡) 消防法施行令別表第一 備考
(1) 体育館 SRC造(一部S造) 地上2階 2670.77
(2)
(3)
(4)
(5)
5 工事種目 (●印を付いたものを適用する。)
建物別及び屋外工事種目
① ② ③ ④ ⑤ 屋外
○ 空気調和設備
○ 換気設備
○ 排煙設備
○ 自動制御設備
○ 衛生器具設備
● 給水設備 一式
● 排水設備 一式
○ 給湯設備
○ 消火設備
○ 厨房機器設備
○ ガス設備
6 指定部分 ※無
対象部分：
工期：令和 年 月 日
7 主任技術者又は監理技術者の専任期間(建設業法により必要になった場合)
1 専任期間の始期
請負契約締結の日から、(●)現場施工に着手するまで(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで)の期間。令和 年 月 日までの期間)については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
2 専任期間の終期
工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。)・事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
3 専任期間の中断
自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時的に中止している場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
8 工事範囲 図示のとおり
9 機械設備工事概要
大宮公園体育館解体に伴う機械設備解体工事(1階F1より下及び外構)

II 工事仕様
1 共通仕様
(1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書(以下「特別共通仕様書」という。)、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(以下「標準仕様書等」という。)及び監督員の指示に従い施工する。
なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
(3) 法令・標準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。
2 特記仕様
(1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものなければ、※印を適用し、●印のものは適用しない。○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。

章 項目
1 機材等
本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。
2 電気保安技術者
3 施工条件
4 技能士の適用
5 機材の検査及び試験、施工の検査及び試験
6 監督員事務所
7 官公署その他への届出手続等
8 工事用電力・水等
9 工事用仮設物
10 足場・さんばし類
11 残土処分
12 埋め戻し土・盛土
13 再生砂、再生砕石、再生アスコン使用
14 発生材の処理等
15 容量等の表示
16 配管
17 耐震施工
17-1 あと施工アンカー
設計用水平震度
耐震安全性の分類
設置場所 特定の施設 一般の施設
重要機器 一般機器 重要機器 一般機器
上層階 (2.0) (2.0) (2.0) (1.5)
屋上及び塔屋 <2.0> <1.5> <1.5> 1.0
中間階 1.5 1.0 1.0 0.6
1階及び地下階 1.0 0.6 0.6 0.4
(1.0) (1.0) (1.0) (0.6)
<1.5> <1.0> <1.0> <0.6>
(注) ( ) 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
< > 内の数値は水槽類に適用する。
※上層階とは2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階)
中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの (平屋建の場合は無し)
重要機器は次のものを示す。
給水装置 排水装置 換気機器 空調機器 熱源機器
防災設備 監視制御設備 危険物貯蔵装置
火を使用する設備 避難経路上に設置する機器
機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けなければならない。
重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。
施工は、(一社)日本建築あと施工アンカー協会に資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。
金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。
接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。
(原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。)
あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。

18 防露保温工事
標準仕様書第2編によるほか下記による。
空気調和設備工事の保温の種別
区分 施工箇所 保温種別
ドレン管 屋内露出(一般居室、廊下) a1・(ハ)・Ⅶ
機械室、書庫、倉庫 b・(ハ)・Ⅶ
天井内、PS内及び空隙壁中 c2・(ロ)・Ⅶ
浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。) e3・(ハ)・Ⅶ
蒸気管 屋内露出(一般居室、廊下) A1・(イ)・Ⅱ
機械室、書庫、倉庫 B・(ハ)・Ⅱ
天井内、PS内及び空隙壁中 C2・(ロ)・Ⅱ
床下、暗渠内(ビット内、共同溝を含む。) D・(ロ)・Ⅱ
屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む。)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。) E3・(イ)・Ⅱ
冷水・冷温水管 屋内露出(一般居室、廊下) A1・(ハ)・Ⅲ
膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。) B・(ハ)・Ⅲ
天井内、PS内及び空隙壁中 C1・(イ)・Ⅲ
床下、暗渠内(ビット内、共同溝を含む。) D・(ハ)・Ⅲ
屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む。)及び浴室、厨房内の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。) E3・(ハ)・Ⅲ
温水管(膨張管を含む。) 屋内露出(一般居室、廊下) A1・(イ)・Ⅰ
機械室、書庫、倉庫 B・(イ)・Ⅰ
天井内、PS内及び空隙壁中 C2・(ロ)・Ⅰ
床下、暗渠内(ビット内、共同溝を含む。) D・(ロ)・Ⅰ
屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む。)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。) E3・(イ)・Ⅰ
(注) 1. 冷媒管は、断熱材被覆銅管を使用し、外装は下記による。
屋内露出部 ※保温化粧カバー(※樹脂製・亜鉛メッキ鋼板製・SUS製)
屋外露出部 ※溶融アルミニウム亜鉛鉄板ラッキング・SUSラッキング
・保温化粧カバー(※樹脂製・亜鉛メッキ鋼板製・SUS製)
2. 施工種別日の材料及び施工順序4、5に替え、アルミガラス化粧原紙を使用する。
3. 機器類の保温材の種類は、(※グラスウール保温材・ロックウール保温材)とする。
ダクトの保温の種別
区分 施工箇所 保温種別
長方形ダクト 屋内露出(一般居室、廊下) J1・(イ)・X1
屋内露出(機械室、書庫、倉庫) I・(イ)・X1
屋内隠ぺい、DS内 I・(ロ)・X1
屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む。)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。) K3・(イ)・X1
円形ダクト 屋内露出(一般居室、廊下) O1・(イ)・X1
屋内露出(機械室、書庫、倉庫) N・(イ)・X1
屋内隠ぺい、DS内 N・(ロ)・X1
屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む。)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。) P3・(イ)・X1
消音内貼り サプライチェーンバー M・(ロ)・IX
消音チェーンバー・消音エルボ L・(ロ)・Ⅶ
給湯衛生設備工事の保温の種別
区分 施工箇所 保温種別
給水管 屋内露出(一般居室、廊下) a1・(ハ)・Ⅶ
機械室、書庫、倉庫 b・(ハ)・Ⅶ
天井内、PS内及び空隙壁中 c2・(ロ)・Ⅶ
県営住宅PS内 —
床下、暗渠内(ビット内、共同溝を含む。) —
屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む。)及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。) e3・(ハ)・Ⅶ
機械室、書庫、倉庫 —
天井内、PS及び空隙壁中 —
及び浴室、厨房等の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。) e3・(ハ)・Ⅶ
給湯管 屋内露出(一般居室、廊下) a1・(イ)・Ⅰ
膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。) b・(イ)・Ⅰ
天井内、PS内及び空隙壁中 c2・(ロ)・Ⅰ
屋外露出(バルコニー、開放廊下を含む。)及び浴室、厨房内の多湿箇所(厨房の天井内は含まない。) e3・(イ)・Ⅰ
(注) 1. 消火、排水及び通気管のうち見えかきり部は塗装を施す。
2. 排水管の管種が耐火二層管、耐火VPの場合は、保温を要しない。
3. 施工種別bの材料及び施工順序3、4に替え、アルミガラス化粧原紙を使用する。
4. 機器類の保温材の種類は、(※グラスウール・ロックウール)とする。
5. 消火管屋外露出部保温仕様は、e3・(ハ)・Ⅶとする。
6. 便所内露出SUS管及び流し内露出SUS管は保温を要しない。
7. 空調設備を要する便所(特別支援学校等)以外の便所で高密度ポリエチレン管を採用する場合は、施工箇所によらず保温を要しない。
※ロックウール・グラスウールのホルムアルデヒド放散による区分は、原則としてF☆☆☆☆とする。
19 防凍保温
※屋外露出給水管(呼び径20以下のみ)は、保温厚50mmの防凍保温を行うこと。
・図示の屋外露出部(給水管、消火管、給湯管、膨張管、弁類を含む。)は下記仕様により防凍保温を行う。
※保温仕様は保温厚さを呼び径32以下は50mm、呼び径40以上は40mmとする。
・保温材をグラスウールとし、凍結防止ヒーターを設置。
20 塗装
下記の亜鉛メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。
※機械室、書庫、倉庫
下記の金属電線管は塗装を行う。
※屋外露出 ※多湿箇所 屋内露出(※見えかきり部)
21 電線
特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。
ただし、自動制御設備に関わる配線は標準仕様書の自動制御設備の項による。
22 はつり及びあと施工アンカー打設
既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。

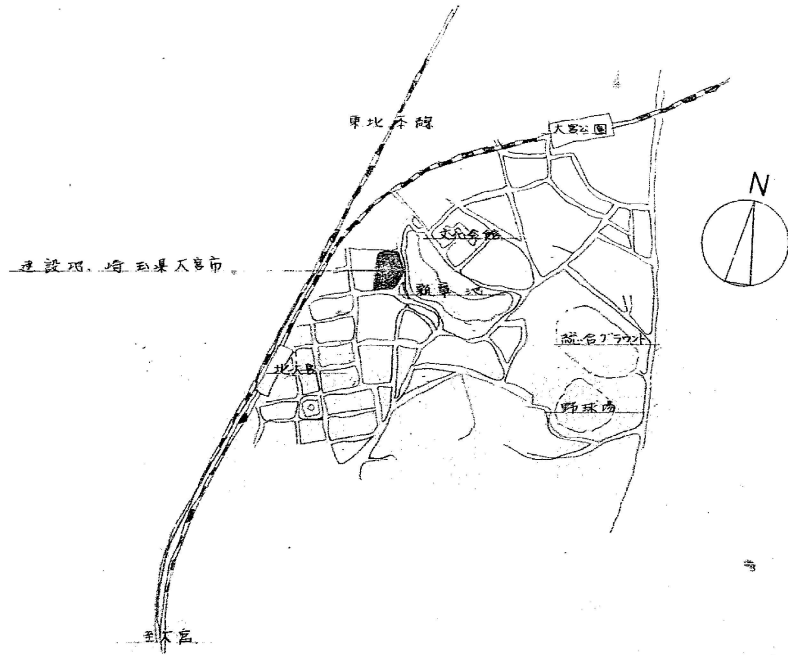
23 管の埋設深さ
(1) 公道とは、道路管理者の指定する深さとする。
(2) 構内車両通路では、路盤材下面から管の上端まで600mmとする。
(3) その他の場所では、地面(舗装する部分では路盤材下面)から管の上端まで300mmとする。
24 既設管分岐・接続
既定管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。
やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を受ける。
25 絶縁線の設置・種別
※コンクリートの建築物に出入りする箇所付近の露出部配管
※鋼管と銅管及びこれに類する部分 ※銅管とステンレス管及びこれに類する部分
※50A以下は絶縁ユニオンとし、それ以上は絶縁フランジ・全絶縁フランジ
( ) 書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
27 他工事との取合区分
スリーブ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分表によるものとし、施工に支障を来さない時期までに、必要な位置、大きさなどを明示し、監督員と打合わせる。
28 施工図等の取扱い
施工図等の著作権に係る当該建物に限る使用権は、発注者に帰属するものとする。
29 保険
受注者は工事目的物及び工事材料について工事完成期日後14日まで、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。
受注者は法定外の労災保険に付し、証書を監督員に提出する。
30 配管識別
配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。
31 墜落制止用器具(フルハーネス型)
※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)による
・使用を要しない
32 その他
完成図書の電子納品運用ガイドライン ※適用する ・適用しない
完成図の表紙及び背表紙には、工名、受・発注者名、完成年月を記載すること。
また、完成図の中に主要機器一覧表(名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等)を記載すること。
県営住宅の完成図の提出部数は、A1二つ折り1部及びA3二つ折り3部とする。
三相誘導電動機はJIS C 4213 (IE3) トップランナーモーターとする。
工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。
1 共通事項
改修工事で特別に付加すべき事項について指定するものとし、それ以外は本特記仕様書の一般共通事項による。
2 改修部分の足場
本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。
(1) 内部足場 ※ 脚立足場 ・枠組足場
(2) 外部足場 ※A種(枠組足場)・B種・C種・D種・E種・F種
※足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省 基礎部0424001号平成21年4月24日)の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さ及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。
3 既存部分養生・既存家具等養生
(1) 関係受注業者と共用部分
※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。
・本工事で負担とする。(種別は(2)による。)
(2) 本工事で単独で必要となる養生は、下記による。
※ビニールシート ・合板
4 備品等の移動
・別途工事 ・本工事 ※接続配管等の取外し、接続は本工事
5 仮設間仕切り
(1) 関係請負業者と共用部分
※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。
・本工事で負担とする。(種別は(2)による。)
(2) 本工事で単独で必要となる仮設間仕切りは、下記による。
※A種 単管地下全面シート張り
6 撤去後機材の扱い
(1) 改修部分の機材は原則として撤去後新品に代替するものとし、再使用する場合は図示区分による。
(2) 撤去後再使用の指定がない機材のうち、撤去後使用価値を有するものは、現場発生品として監督員に報告する。
それ以外の機材は種類別に産業廃棄物として分別処分し、マニフェストを監督員に提出する。
7 支持金物の再使用
(1) インサート金物 ・インサートの径毎に引張試験を行った場合は、再使用できる ※新品
(2) 形鋼支持金物等 ・再使用できる ※新品
8 あと施工アンカーの種別
金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとし、その使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
9 フロン回収
冷媒管の撤去に当たっては、すべてのフロンガスを回収し下記の方法で処理する。
※破壊プラント搬入 ・フロン再生後引き渡し ・未再生引き渡し
「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づき処理すること。
10 総合調整
・全体再調整 ※改修部及び影響部のみ調整
建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。
現場内で使用する重機等は、解体建築物の位置及び規模に応じた機種及び規格のものを選定すること。
粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆うなど環境対策に配慮すること。
11 既設基礎類の解体(呼び)
(1) 図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。
(2) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように締密に打合せを行うこと。
(3) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。
(4) F F式温風暖房機の撤去・再取付、新規設置について
F F式温風暖房機の一取外し、再取付、新規設置及び動作確認は、製造者又は製造者認定の代理店等に所属する「石油機器技術管理士」の登録を受けたもの(一財)日本石油燃焼機器保守協会)が行い、記録を整備すること。なお、動作確認は、一時取外し前、再取付け後の双方で行うこと。新規設置の場合は設置後に行うこと。 2021.4
12 その他
(1) 図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。
(2) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように締密に打合せを行うこと。
(3) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。
(4) F F式温風暖房機の撤去・再取付、新規設置について
F F式温風暖房機の一取外し、再取付、新規設置及び動作確認は、製造者又は製造者認定の代理店等に所属する「石油機器技術管理士」の登録を受けたもの(一財)日本石油燃焼機器保守協会)が行い、記録を整備すること。なお、動作確認は、一時取外し前、再取付け後の双方で行うこと。新規設置の場合は設置後に行うこと。 2021.4

設計年月日
埼玉県整備部
課長 副課長 主幹 主査 担当 縮尺
大澤 後藤 坂本 小島 福田
21大宮公園体育館解体工事(第2期)
図面名 図面番号
機械設備工事特記仕様書(1) M-O-1

○ 空 気 調 和 設 備	1 設計温湿度	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外 気</th> <th colspan="4">屋 内</th> </tr> <tr> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> <th>温度 (DB)</th> <th>湿度 (RH)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏 期</td> <td>36.9℃</td> <td>46.1%</td> <td>28℃</td> <td>9%</td> <td>26℃</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>冬 期</td> <td>0.6℃</td> <td>50.7%</td> <td>20℃</td> <td>9%</td> <td>18℃</td> <td>9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※外気処理用エアコンの屋内設定値は、夏期湿度50%とする。</p>		外 気		屋 内				温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	夏 期	36.9℃	46.1%	28℃	9%	26℃	9%	冬 期	0.6℃	50.7%	20℃	9%	18℃	9%	1 長方形ダクト	※低圧ダクト（亜鉛鉄板製） 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 ・アングルフランジ工法 ※アングルフランジ工法 それ以外の部分 ・高圧1ダクト（亜鉛鉄板製） ・ステンレス製ダクト（・A区分 ※B区分） ・塩ビ製ダクト（・A区分 ※B区分）	○ 給 水 設 備	1 配管材料	配管材料は、※下記 ・図面指示（図面指示が不足する箇所は下記） による。	1 配管材料	・露出部 M鋼管 その他 保温付被覆鋼管（M鋼管） ・一般配管用ステンレス鋼管 ・ポリブテン管（さや管ヘッダー工法）
		外 気		屋 内																																
		温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																													
	夏 期	36.9℃	46.1%	28℃	9%	26℃	9%																													
	冬 期	0.6℃	50.7%	20℃	9%	18℃	9%																													
	2 総合試運転調整	※本工事 ・別途 風量調整 ※する ・しない 水量調整 ※する ・しない 騒音の測定 ※する ・しない 室内外空気の温度の測定 ※する ・しない 室内気流及びじんあいの測定 ・する ※しない 初期運転状態の記録 ※する ・しない 工事対象範囲の既設機器運転状態の記録 ※する ・しない	2 円形ダクト	※スパイラルダクト（※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製） ・硬質塩化ビニル管（VU） ・耐火二層換気管又は耐火VP ※フレキシブルダクト（・保温付 ・保温無） (注)1 使用区分は図示による。	○ 換 気 設 備	2 洗面器等の排水管	洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。																													
	3 煙 道	(1) 鉄板厚 (※3.2mm ・4.5mm) (2) ばい煙濃度計 ※設ける ・設けない (3) ばいじん量測定口 ※設ける (測定口は80φとする) ・設けない	3 風量測定口	取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト	○ 給 湯 設 備	3 弁 類	取付部は下記による。 ※鋼管と鋼管及びこれに類する部分 ※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分																													
	4 煙 突	※別途 ・本工事	4 チャンバー	(1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (2) 消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし、点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300 ・300×500 ※400×600 ・550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。	○ 消 火 設 備	4 ガス瞬間湯沸器	※屋外設置の潜熱回収型 ・PS扉内設置の潜熱回収型																													
	5 長方形ダクト	※低圧ダクト（亜鉛鉄板製） 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 それ以外の部分 ※アングルフランジ工法 ・高圧1ダクト（亜鉛鉄板製） ・ステンレス製ダクト（・A区分 ※B区分） ・塩ビ製ダクト（・A区分 ※B区分）	5 ダンパー	(1) 防煙ダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ）定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ピストンダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ）	○ ガ ス 設 備	5 電気給湯器	飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。																													
	6 円形ダクト	※スパイラルダクト（※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製） ・硬質塩化ビニル管（VU） ・換気用耐火二層管（大匠認定品） ※フレキシブルダクト（・保温付 ・保温無） (注)1 使用区分は図示による。	6 多湿箇所の排気ダクト	(1) 排気ダクトのうち下記箇所は硬質塩化ビニル管（VU） （防火区画貫通箇所は換気用耐火二層管又は耐火VP）を使用できる。 ※浴室（シャワー室、脱衣室を含む） ・ (2) 水抜き管は（※厨房、浴室 ※結露水が滞留する部分 ・ ）の排気ダクトには設ける	○ 給 湯 設 備	1 配管材料	屋内消火栓用 一般配管※SGP（白） ・STPG370（白）Sch40 消火用 地中埋設※SGP-VS ・HIVP 一般配管※SGP（白） ・STPG370（白）Sch40 地中埋設※SGP-VS ・HIVP 不活性ガス消火用 ※STPG370（白）Sch40 ・STPG370（白）Sch80																													
	7 風量測定口	取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト、空調機出口チャンパーの分岐ダクト	7 保 温	下記のダクトの保温を行う。 ※全熱交換器用の隠れ部ダクト 仕様はN・（ロ）・XIとする。 保温施工範囲は、給気用OAダクトは全て、また、排気用EAダクトは外壁より1mの部分とする。 ※（※厨房 ・湯沸室 ・ ）用の隠蔽部ダクト（仕様はh・（イ） ・IXとし範囲は図示による）	○ ガ ス 設 備	2 建物導入配管	図示部分について下記のとおり施工する。 ※埋設用フレキシブルジョイント2本をL字状に設ける。 ・標準図施工4（ ・（a） ・（b） ・（c） ）																													
	8 チャンバー	(1) 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。 (2) ダクト接続形の空気調和機等に取り付けるサプライチャンパー、レタンチャンパー及びダクト系で消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300 ・300×500 ※400×600 ・550×750 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。	8 試運転調整	風量調整 ※する ・しない 風量測定 ※する ・しない 騒音の測定 ※する ・しない	○ 厨 房 設 備	1 配管材料	・都市ガス ガス事業者の供給規定による。埋設配管はPE管を原則とする。 ・液化石油ガス 一般配管 ※合成樹脂被覆鋼管 ・SGP（白） 地中埋設 ※PE管																													
	9 吹出口及び吸込口ボックス	※亜鉛鉄板製 ・ガラスウール製	1 ダクト	※亜鉛鉄板 ・	○ 厨 房 設 備	2 ガス漏れ警報遮断装置	漏洩検知装置は、流量検知式圧力監視型とする。																													
	10 ダンパー	(1) 防煙ダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ）定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ピストンダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ）	2 排煙口の形式	※天井取付（・スリット形 ※スイング形） ・壁取付（・スリット形 ・スイング形）	○ 厨 房 設 備	3 液化石油ガスの供給権	ガス設備工事の施工者にガスの供給権は付帯しない。																													
	11 配管材料	(1) 冷温水管 ※配管用炭素鋼鋼管（白） ・ (2) 冷却水管 ※配管用炭素鋼鋼管（白） ・ (3) プライン管 ※配管用炭素鋼鋼管（黒） ・ (4) 冷媒管 ※断熱材被覆鋼管 (保温厚mm ガス管 ※20以上 ・10以上 液管 ・20以上 ※10以上） ただし、液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚は、8mmとしてもよい。 (5) ドレン管（屋外） ※配管用炭素鋼鋼管（白） ・硬質塩化ビニル管VP ドレン管（屋内） ※保温機能付空調用ドレン管（L30A01ドレンパイ相当品） ・耐火二層管VP（FDPS-1） ・配管用炭素鋼鋼管（白） ・硬質塩化ビニル管VP (消防協議事項： ただし、保温機能付空調用ドレン管は、水圧1mを超える配管には使用しない。 (6) 油管 ※配管用炭素鋼鋼管（黒） ・ (7) 蒸気管 給気管 ※配管用炭素鋼鋼管（黒） ・ 還 管 ※圧力配管用炭素鋼鋼管（黒）Sch40 ・ステンレス鋼管 (8) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管 ※配管用炭素鋼鋼管（白） ・	3 排煙口手動開放装置	開放及び復帰方式 ※ワイヤー式 ・電気式（遠隔操作 ・不要 ・要）	○ 厨 房 設 備	3 安全装置の機能の適用	標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																													
	12 弁 類	規格はJIS又はJVとし、指定なきものは5K、それ以外は図示及び共通仕様書による。 また、鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。	4 排煙風量測定	建築設備定期検査業務基準書（（一財）日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。	○ 給 湯 設 備	3 安全装置の機能の適用	標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																													
	13 温 度 計	取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管（出入口共）、冷却水管（出入口共） ※空調調和機の冷温水管（出入口共） ※ダクト接続形空調調和機のサプライチャンパー、レタンダクト、 外気取入ダクト及びレタンチャンパー ※冷温水ヘッダー（往）及び各選り管 ※熱交換器の温水管（出入口） ・	1 中央監視制御装置	・有り ※無し	○ 給 湯 設 備	3 安全装置の機能の適用	標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																													
	14 圧 力 計	取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管（出入口共）、冷却水管（出入口共） ※空調調和機の冷温水管（出入口共） ※冷温水ヘッダー（往）及び各選り管 ※熱交換器の温水管（出入口） ・	2 構成・機能	図示による	○ 給 湯 設 備	3 安全装置の機能の適用	標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																													
	15 瞬間流量計	瞬間流量計はピトー管方式によるもので止水コック付とし、型式及び取付部は下記による。なお、着脱部の指示部は（※1個 ・個）付属とする。 ・熱源機器の冷温水管、冷却水管の出入口どちらかに（※固定形 ・着脱形）を設ける。 ・空調調和機の冷温水管の出入口どちらかに（※固定形 ・着脱形）を設ける。	3 電気計装用機材	使用する電線及びケーブルは、原則としてEM電線またはEMケーブルとする。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。 天井内隠れ電線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。	○ 給 湯 設 備	3 安全装置の機能の適用	標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																													
	16 油面制御装置	※往又は還どちらかの冷温水ヘッダーの各接続管へ（※固定形 ・着脱形）を設ける。 制御盤には（※給油ポンプ制御 ※満減油警報 ・遠隔警報 ・電磁弁制御 ・返油ポンプ制御 ）の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御装置の配管・配線は製造者標準仕様とする。	1 小便器用節水装置	JIS B 2026（自動水栓）による電気閉閉式とし、小便器（※一体形・分離形）とする。	○ 給 湯 設 備	3 安全装置の機能の適用	標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																													
17 冷却塔	※直交流式 ・向流型 ※レジオネラ属菌殺菌剤等の自動薬剤注入装置 ※自動ブロー装置 ・ 補給水は、水道水とし、補給水接続管部分に清掃用の水栓を分岐して設ける。	2 小使器具対応	・小便器 ※全部ストール形 ・一部ストール形 手すり（・本工事 ※別途工事） ・洗面器 ※自動水栓（・全部 ※一部） ・レバー式水栓（一部） ・シャワー ※サーモスタット式 ・ミキシング式 ※スライドバー ・フック ※止水機能付節水シャワーヘッド ・鏡 ※600×800（耐食鏡） ・傾斜鏡（・照明無 ・照明付）	○ 給 湯 設 備	3 安全装置の機能の適用	標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																														
18 空気熱源ヒートポンプ空調機	標準仕様書によるほか下記による。 (1) 圧縮機原動機の制御方式 ※回転数制御 ・オンオフ制御 (2) 冷媒 HFC（R410A、R32又はR407C） (注1) R410Aを採用した場合、冷媒配管は機器の設計圧力を満足するものを使用すること。 (注2) R32を採用した場合、冷媒配管の断熱材被覆鋼管は難燃性のものを使用すること。 (3) 埼玉県グリーン調達推進方針に掲げる成績係数を満たす機器とする。	3 衛生器具付風水栓	(1) 器具付風水栓は ※ドライバー式 ・ハンドル式 (2) 水抜き栓を使用する場合は、水栓は固定コマとする。	○ 給 湯 設 備	3 安全装置の機能の適用	標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																														
		4 自動水栓類の電源	※AC100V ・乾電池等 ・自己発電	○ 給 湯 設 備	3 安全装置の機能の適用	標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																														
		5 暖房座	(1) JIS A 4422（温水洗浄便座）とする。 (2) 機能種別 ※温水洗浄 ※脱臭 ・温風乾燥 ・トイレ室内暖房 (3) 温水洗浄加熱方式 ※瞬間式 ・貯湯式 (4) 使用流体は、飲料用水道水とする。 (5) リモコン ・AC100V ・乾電池等 ※自己発電	○ 給 湯 設 備	3 安全装置の機能の適用	標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																														
		6 大便器洗浄・洗浄用タンク	器具表又は下記の場合を除き、※節水Ⅰ型 ・節水Ⅱ型とする。 ・洗浄弁操作方式は、※手動式 ・電気閉閉式（※センサ式 ・タッチスイッチ式） ・上階階で使用する大便器洗浄弁は、現地給水管の流動圧を確認し、必要に応じ低圧形とする。	○ 給 湯 設 備	3 安全装置の機能の適用	標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																														
		7 大便器耐火カバー	※設ける（ビット内は除く） ・設けない	○ 給 湯 設 備	3 安全装置の機能の適用	標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																														
		8 掃除流し	※共栓なしとする。 ・共栓付とする。	○ 給 湯 設 備	3 安全装置の機能の適用	標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																														
		9 排水器具用ゴム継手	※使用できる ・使用できない	○ 給 湯 設 備	3 安全装置の機能の適用	標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																														
		10 標 記 板	大便器、小便器の洗浄用に雨水等の利用をしている場合は、その旨をわかりやすく各トイレ毎に表示する。	○ 給 湯 設 備	3 安全装置の機能の適用	標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																														
		11 水せつけん入れ	せつけん供給栓等がない場合は、監督員と協議のうえ洗面器、手洗器に設ける。	○ 給 湯 設 備	3 安全装置の機能の適用	標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																														
		12 擬音装置	・女子用トイレブースに設置する。（※本工事 ・別途工事） ・男子用トイレブースに設置する。（※本工事 ・別途工事） ・多目的トイレブースに設置する。（※本工事 ・別途工事）	○ 給 湯 設 備	3 安全装置の機能の適用	標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																														
		13 そ の 他	衛生設備器具の適用等の必要なことは別途衛生設備器具表による。	○ 給 湯 設 備	3 安全装置の機能の適用	標準仕様書第5編1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																														

	設計年月日		埼玉県 都市整備部 設 備 課	課長 副課長 主 幹 主 査 担 当 縮 尺	工 事 名 称	図 面 名	図面番号
				大澤 後藤 坂本 小島 福田	21大宮公園体育館解体工事（第2期）	機械設備工事特記仕様書（2）	M-02

案内図 1/10000



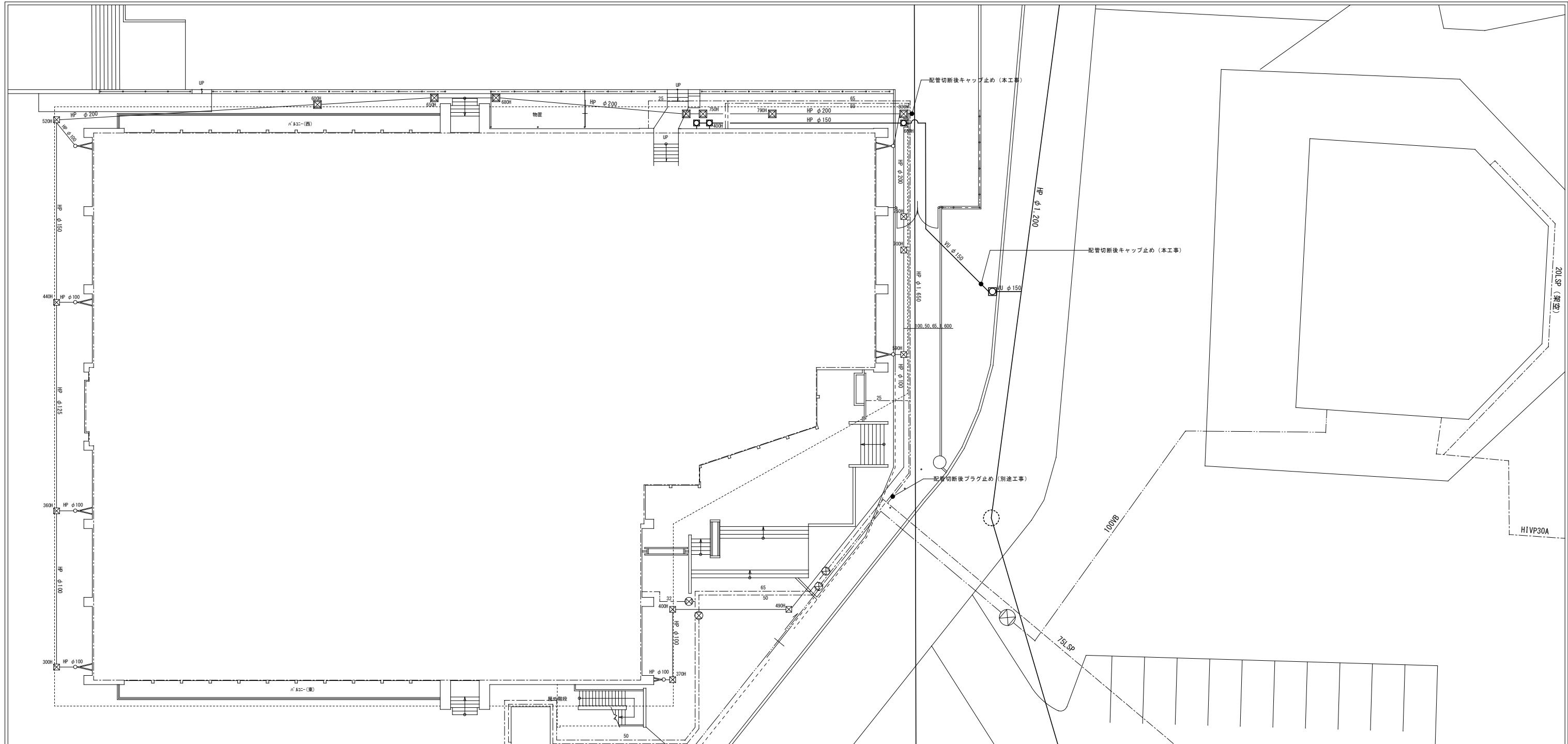
衛生設備工事特記仕様書	
I. 工事概要	
一般事項	本工事施工に関しては本特記仕様書、工事特別共通仕様書、工事共通仕様書、衛生設備共通詳細設計図(標準図を含む)による。使用資材は係員の承認を得てから使用のこと。
工事施工場所	埼玉県 蕨市 町村
建物形式	鉄骨造コンクリート造 2階建て 延床面積 2,563.45 m <sup>2</sup> (坪)
工事種目	(1)屋内衛生設備 新設一式 (2)屋外給水設備 新設一式 a. 衛生器具設備 (3)屋外排水設備 新設一式 b. 給水設備 (4)し尿浄化槽 新設一式 c. 排水設備 (5)ガス設備(プロパン) 新設一式 d. 給湯設備 ( ) e. 屋内消火栓設備 ( )
II. 工事細目及び区分	
(1)屋内衛生設備	a. 衛生器具設備 洗浄方式 大便器…… フラッシュバルブ 小便器…… ハイタンク b. 給水設備 給水方式…… 1階は直結 2階は圧力タンク給水 配水器…… c. 排水設備 排水方式…… 汚水は浄化槽を経て雑排水と合流して排水管に放流 d. 給湯設備 給湯方式…… 暖房用と給湯用を兼ねた湯沸かし器 温水缶…… e. 屋内消火栓設備 消火方式…… 鋼板製消火栓箱、型式…… 消防団指定品(新設品) 38mm消火栓、 38mm×15m×2本麻布ホース、 ノズル、 ホース捲一式 消火ポンプ(ホヤ型)D= 80cm、H=4.8 m、Q= 0.6 m <sup>3</sup> /min、KW= 11、200V、50 Hz / 台 給水方式……
(2)屋外給水設備	量水器…… 屋外給水埋込管は60cm以上埋込むこと 貯水槽(建築施工)コンクリート製 Q= m <sup>3</sup> (有効水量) H= m(水深) 高置水槽… 製、Q= m <sup>3</sup> (有効水量)、H= m(水深)、コンクリート製の場合は建築施工 揚水ポンプ(ホヤ型)D= 40cm、H= 30m、Q= 0.077 m <sup>3</sup> /min、KW= 1.5、200V、50 Hz 台 排水方式……
(3)屋外排水設備	雑排水樹… 15個、 鉄筋コンクリート製蓋……厚 60mm ヒューム管はゴムリング式とする。 汚水排水樹… 3個、 鋳鉄製蓋……厚 50mm クサリ付とする。 放流先…… 敷地面との高低差 m
(4)し尿浄化槽	型式……バッチ式、 放流形式……自然流式、 標準設計…… 330人槽 導入管底……地面より△30 mm下り、排気笠…… 汚水ポンプ(ホヤ型)D= H= m、Q= m <sup>3</sup> /min、KW=、200V、50 Hz 台 躯体……(建築施工)、鋳鉄防臭蓋……屋外排水に同じ。
(5)ガス工事	ガス供給方式……プロパンガス ガスメーター…… ガスカランはバネカランとする。 ガス配管に要するハツリ、補修、塗装は本工事とする。都市ガス工事のときはガス会社の責任施工とする。浴槽はガス工事に含む。(タイル貼浴槽を除く)。
III. 特記事項	
施工現場を作成係員の承認を得てから工事施工のこと。	
埋設配管は係員の検査を得てから埋設のこと。	
水栓類金具は東陶機器製品とすること。	
衛生器具類 伊奈製陶KKの場合は陶器金具類共1級品とする。 東陶機器製品とする。	

官公庁、ガス会社、打合せ事項	
給水関係	年月日
排水関係	年月日
消火栓関係	年月日
浄化槽関係	年月日
ガス関係	年月日
その他関係	年月日

衛生設備図示記号				
給水管	排水用陶管	洋風大便器	洗面器	
給湯管	弁、逆止弁	洗面器	手洗器	
給水鋳鉄管	埋設止水弁	手洗器	汚水排水樹	
消火管	給湯栓、給水栓(併用は標準図による)	汚水排水樹	雑排水樹	
排水管	自動洗浄弁	雑排水樹	床上排水トラップ	
排水鋳鉄管	量水器 (BOX共)	床上排水トラップ	床上及び床下掃除口	
通気管	和風大便器	床上及び床下掃除口	排水金物	
排水用ヒューム管	小便器	排水金物		

埼玉県都市整備部設備課				
課長	副課長	主幹	主査	担当
大澤	後藤	坂本	小島	福田

工事名称		設計図	
21大宮公園体育館解体工事(第2期)		縮尺 S=	
図面名称		図面番号	
案内図 既存特記仕様書		M	
株式会社 牛島建築設計事務所		03	
1級建築士 (大臣) 86420号 牛島 勝必			
さいたま市北区吉野町2-216-8 TEL048-663-4750			
承認	設計	製図	備考
	設計年月日	製図年月日	備考
	2年3月日	年月日	



配置図 S=1/150

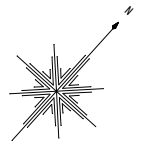
記号	名称	備考
—	給水管	本直用亜鉛鍍鋼管
—X—	項火管	全 上
—	風気管	配管用亜鉛鋼管(白)
—	ガス管	全 上
—	排水管	全 上
—	汚水管	鉛 鍍 鋼 管
—	排水管(種別)	ビニール管
—	水 程	記 号 式
⊙	掃帚口/排水	
□	汚水検	鉛鍍亜鉛鋼管(白)
⊗	雑排水検	コンクリート蓋(白)

凡例

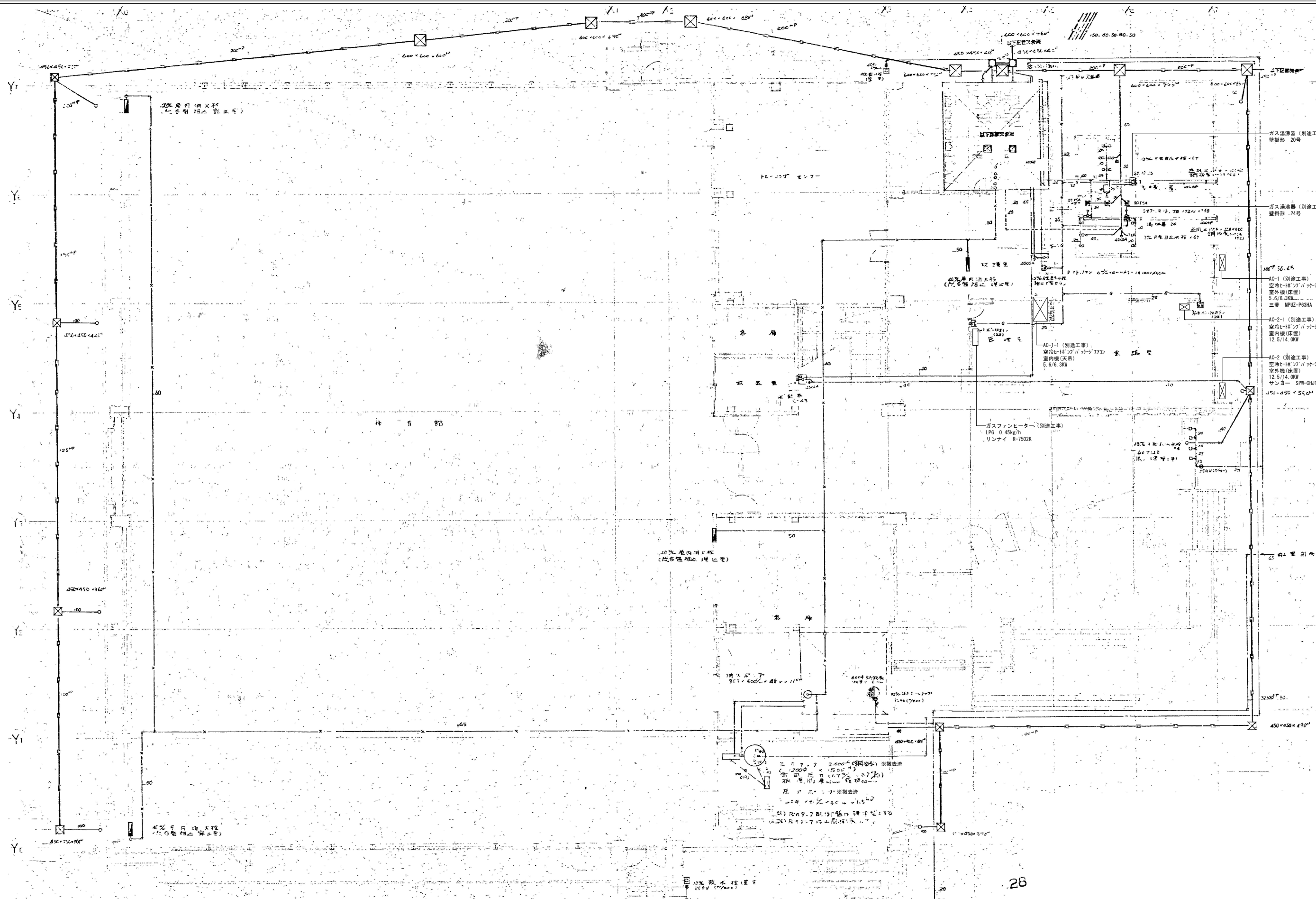
- - - - - 給水管(上水) ※1階FLより下部及び外構が本工程対象となる。  
 — — — — — 井水管(中水) (残置) ※埋設深さ300程度のため、破損に注意すること。  
 ※施設内断水など、施設運営に影響を与える恐れがある場合は、施設管理者に承諾を得て作業すること。

埼玉県都市整備部設備課				
課長	副課長	主幹	主査	担当
大澤	後藤	坂本	小島	福田

工事名称	21大宮公園体育館解体工事(第2期)		設計図
図面名称	配置図 凡例		縮尺 S=1/300
株式会社 牛島建築設計事務所 1級建築士(大臣)86420号 牛島 勝必 さいたま市北区吉野町2-216-8 TEL048-663-4750			図面番号
			M
承認	設計	製図	備考
	2年 3月 日	年 月 日	
			04



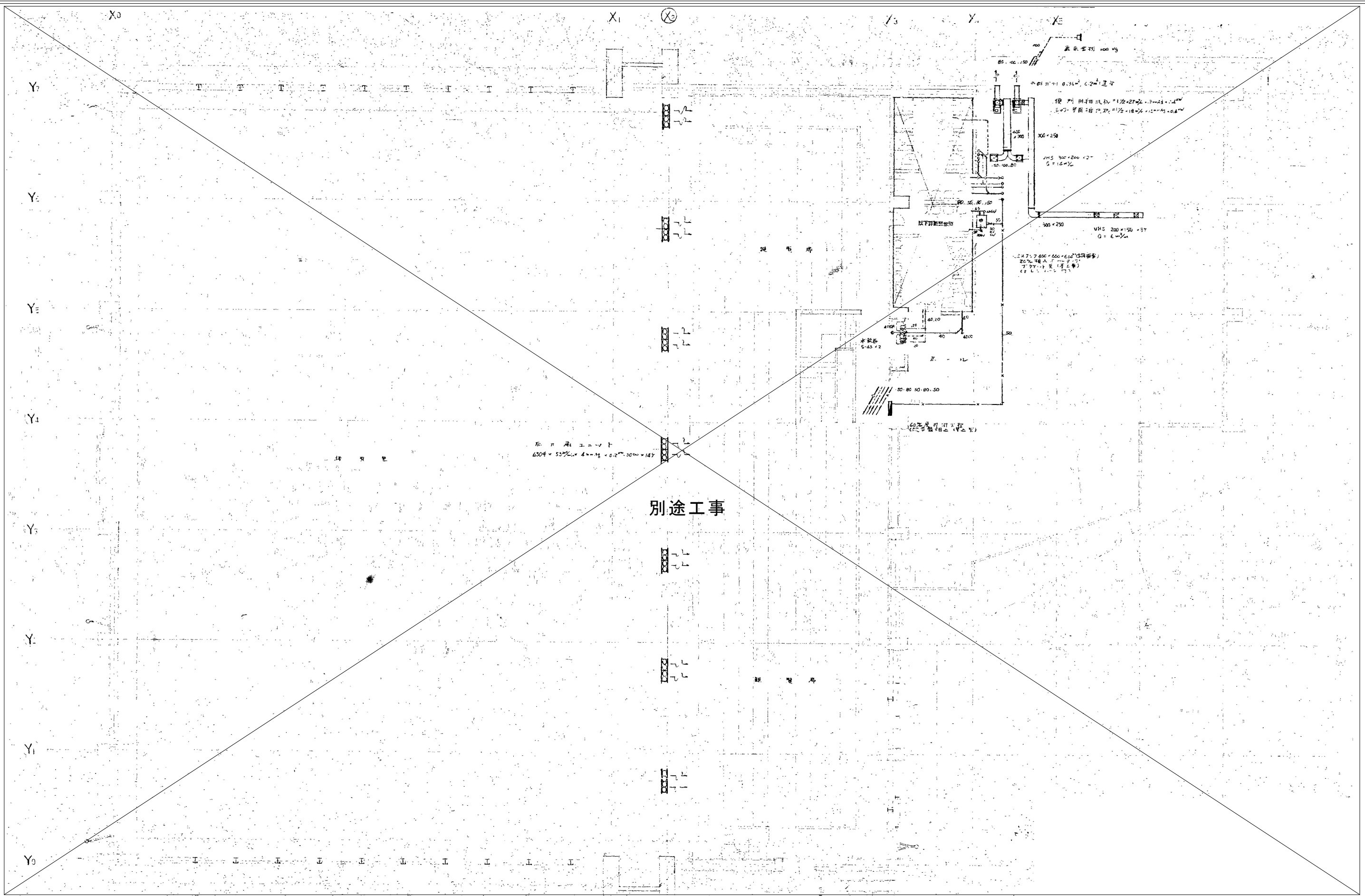




※1階F.Lより下部及び外構が工事対象となる。工事対象内の機器、配管等はすべて撤去とする。


工事名称	21大宮公園体育館解体工事(第2期)		設計図
図面名称	給排水設備 1階平面図		縮尺 S= -
株式会社 <b>牛島建築設計事務所</b> 1級建築士 (大臣) 86420号 牛島 勝必 さいたま市北区吉野町2-216-8 TEL048-663-4750			図面番号
			M
承認	設計	製図	備考
設計年月日		変更年月日	
2年 3月 日		年 月 日	
05			

埼玉県都市整備部営繕課				
課長	副課長	主幹	主査	担当
大澤	後藤	坂本	小島	福田

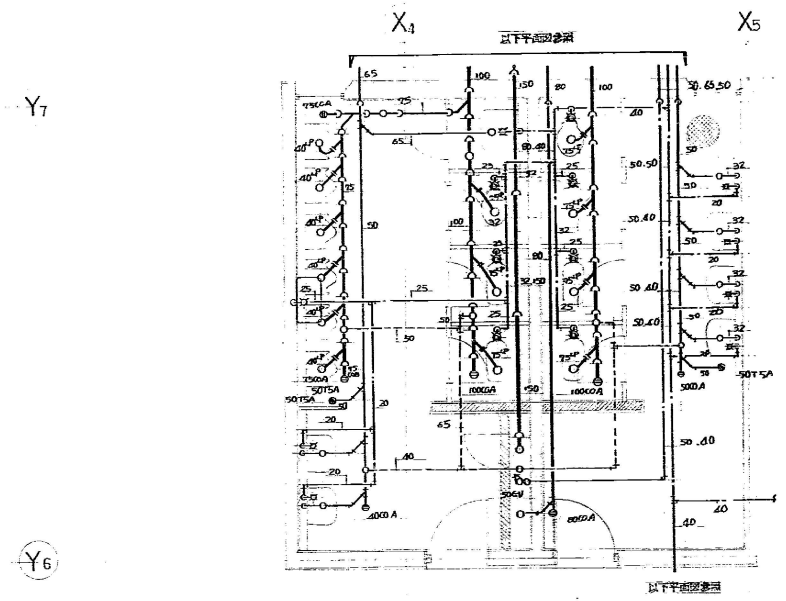


別途工事

※図中の機器、配管、ダクト等は全て撤去とする。(別途工事)  
 ※消火管保温外装材、消火管保温エルボ部、給水管保温外装材、配管フランジパッキン、  
 ダクトフランジガスケットはアスベストを含有しているため、適切な処分を行うこと。(別途工事)

工事名称		21大宮公園体育館解体工事(第2期)		設計図
図面名称	給排水設備 2階平面図(別途工事)			縮尺 S= -
 株式会社 <b>牛島建築設計事務所</b> 1級建築士(大臣)86420号 牛島 勝必 さいたま市北区吉野町2-216-8 TEL048-663-4750		図面番号		M
		承認		設計
2		設計年月日	2年 3月 日	変更年月日
		備考		

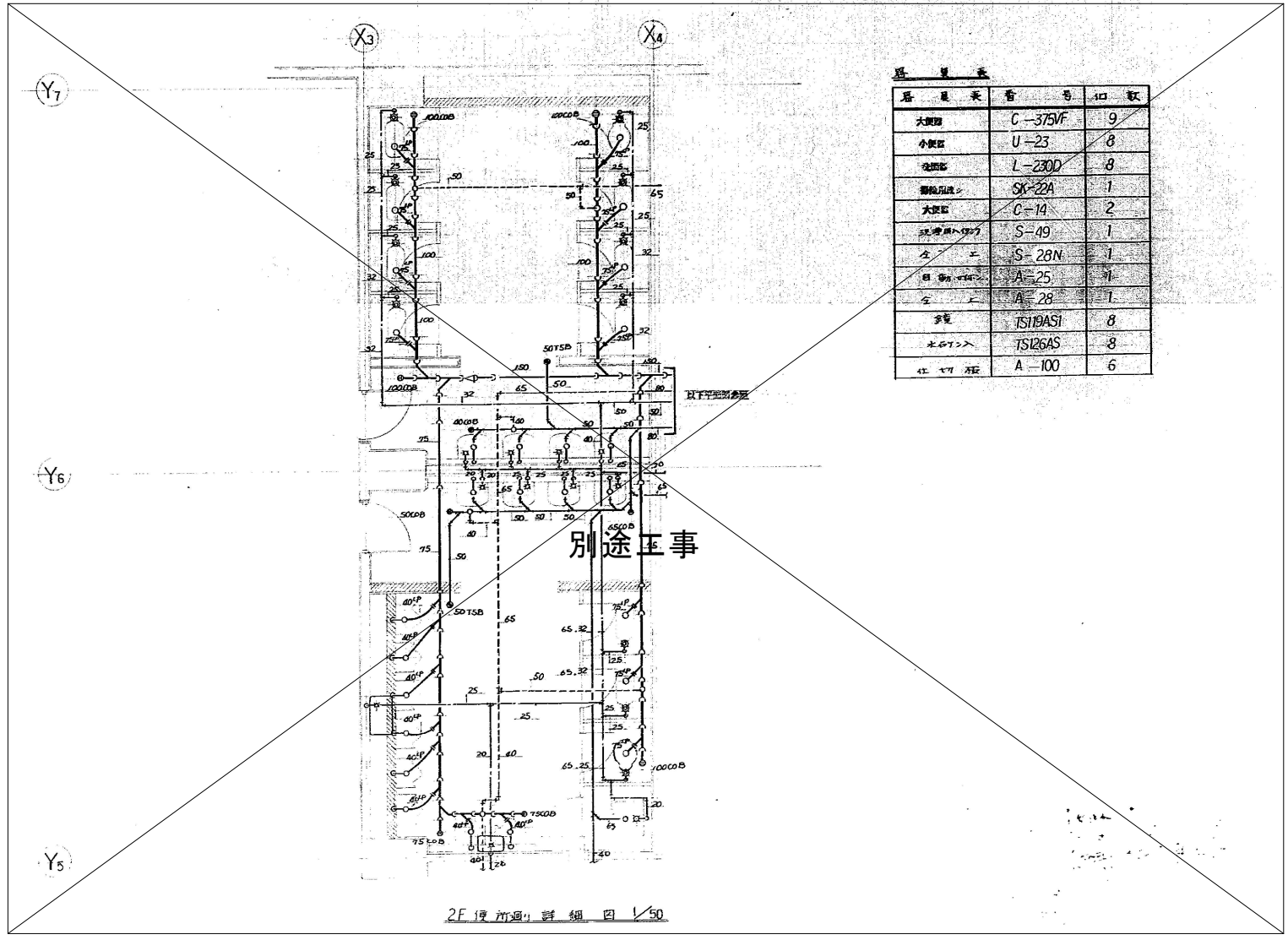
埼玉県都市整備部営繕課				
課長	副課長	主幹	主査	担当
大澤	後藤	坂本	小島	福田



器具表 ※器具は撤去済

器具名	番 号	口 数
大便器	C-375VF	5
小便器	U-23	6
洗面器	L-230D	6
電気取付	SK-22A	1
大便器	C-14	2
洗脚用パイプ	S-49	1
日新パイプ	A-25	1
鏡	TSH9AS1	6
水取付金	TS126AS	6
仕切り板	A-100	5

1F 便所廻り詳細図 1/50




器具名	番 号	口 数
大便器	C-375VF	9
小便器	U-23	8
洗面器	L-230D	8
電気取付	SK-22A	1
大便器	C-14	2
洗脚用パイプ	S-49	1
金 工	S-28N	1
日新パイプ	A-25	1
金 工	A-28	1
鏡	TSH9AS1	8
水取付金	TS126AS	8
仕切り板	A-100	6

2F 便所廻り詳細図 1/50

※1階F Lより下部及び外構は工事対象となる。本工程対象内の配管等は全て撤去とする。

埼玉県都市整備部営繕課				
課長	副課長	主幹	主査	担当
大澤	後藤	坂本	小島	福田

工事名称	21大宮公園体育館解体工事(第2期)		設計図
図面名称	1・2階 便所廻り詳細図		縮尺 S = -
 株式会社 <b>牛島建築設計事務所</b> 1級建築士(大臣)86420号 牛島 勝必 さいたま市北区吉野町2-216-8 TEL048-663-4750	図面番号		M
	承認	設計	製図
	2年 3月 日	設計年月日	変更年月日
		年 月 日	